

第24期 軽井沢町農業委員会 第17回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第17回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今月の総会も新型コロナウイルス感染レベル1の状態が継続されておりますので、農業委員、推進委員を参集する形式で開催します。11月16日の長野県大会、その後に実施された視察にご参加いただいた皆さまありがとうございます。県大会は阿部知事もご出席いただき、昨年は人数制限を行いました、今年は盛大に開催できました。</p> <p>視察は私のほうから報告をさせていただきます。16日は移動日となりまして、17日のJA小松市野菜総合集荷場は、強い農業、担い手づくり総合支援交付金を使い令和3年4月に完成し、トマト、にんじん、きゅうりに特化した集出荷選果場となっており、特にトマト自動箱詰機が導入されて業務を行っており、労力の負担軽減が可能となった。18日の加賀レンコン生産地・源助だいこん産地視察では、金沢農産物ブランド協会が認定している加賀野菜15品目の中で、加賀レンコンを栽培している農事組合法人のOneを訪問した。この法人は加賀レンコンを金沢美人レンコンとしてブランド化し、自ら商談に出向き主に県外に販売され、スーパーツルヤと商談中ということだった。次に源助大根を栽培されている松本氏を訪問した源助大根は、松本氏の祖父が昭和の初期に長年交配を続けて完成された大根で最盛期3000トン栽培されていたが、青首大根の出現で平成になり松本氏のみ栽培となったが、平成9年、加賀野菜に認定され、現在19名で年間200トン出荷されている。今回の視察において、それぞれ創意工夫し、効率性や生産性を向上させる取り組みを行っていることは、とても参考になった。以上が視察の報告でございます。</p> <p>さて、11月下旬となり、農作業も一段落を迎えようとしておりますが、軽井沢町農業委員会活動にご尽力されていますことに感謝申し上げます。さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動にご尽力いただいておりますが、県大会でのご挨拶の中でもございましたが、最適化推進活動については、国の方針が今後、示される予定です。委員の目標数値設定など、今以上に農地所有者と耕作者とのマッチング活動を行っていくことが予測されます。コロナも収束に向かっている状況下でもございますことから、更なる皆様との第24期農業委員会の一体的な活動を通じて、このような指針に対応していきたいと考えております。12月は総会後にボーリング大会や忘年会を企画し、相互の親睦を深めることを目的としておりますのでご</p>

	<p>出席のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日も JA 関係の報告や、岡沢補佐、佐藤係長にもご出席いただいております。それでは第 2 4 期軽井沢町農業委員会第 1 7 回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第 6 条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくお願ひします。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願ひします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数 1 4 名中、1 3 名の出席でございます。坂本委員より欠席の報告がありました。農地利用最適化推進委員 7 名中、6 名の出席でございます。遠山推進委員より欠席のご報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第 5 条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3 の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第 1 4 条の規定により、議席番号 3 番の土屋哲委員と議席番号 1 2 番の佐藤豊委員の 2 名にお願ひします。</p>
市村初仁議長	<p>次に 4 の事業報告について、事務局より報告願ひます。</p>
青木事務局長	<p>それでは、お手元の次第 1 ページの令和 3 年 1 0 月 2 5 日から令和 3 年 1 1 月 2 5 日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>1 0 月 2 5 日(金)に第 2 4 期軽井沢町農業委員会第 1 6 回総会が開催されました。</p> <p>1 1 月 1 5 日(月)に軽井沢町長期振興計画審議会が開催され、会長代理、柳澤昌代委員が出席しました。</p> <p>1 1 月 1 6 日(火)に第 6 回長野県農業委員会大会が開催され会長他が出席しました。</p> <p>1 1 月 1 6 日(火)に第 2 4 期軽井沢町農業委員会視察研修が実施され、会長他が参加しました。</p> <p>続いて 2 ページの(2)土地処分結果の①許可分ですが、____ございまして、__は____で、____で____が____として____しているの____が____されたことに伴い、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____で、____となっております。____は__関係、____で____が、____として令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____で、____となっております。____も__関係、____で____が、____として令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____で、____となっております。</p> <p>____も__関係、____で____が、____として令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____で、____となっております。</p> <p>②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>(4)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出については、相続による所有権移転に伴い____、____ございまして、全て届出がございました。____は__</p>

	<p>_____で、_____は_____、_____、_____、_____が_____、合計も同じとなります。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>_____は_____でございます。</p> <p>_____は、_____、_____に_____のある、_____です。補足説明いたします。議案第1号番号1とこの後に審議する議案第2号番号1については、_____が_____する_____、_____に伴い、_____に_____している_____と_____である、_____が、_____が_____する_____に_____、_____を_____、_____を行うものでございます。</p> <p>_____の_____は、_____、_____、_____で、_____は_____、_____は_____で内、_____㎡を転用するものでございます。</p> <p>_____でございますが、_____に_____が_____ございますが、_____から_____ほど_____したところから、_____に_____の_____に_____の_____が_____ございますが、その_____した_____となります。</p> <p>_____ですが、さきほど説明した通り、_____のものでございます。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、_____農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____となっています。資金の調達方法ですが、_____で_____が提出されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みについては、該当しません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p>

	<p>次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号9番の小宮山忠一が議案第1号番号1について説明します。</p> <p>に____、____、__で____ました。____は____を____程入りましたところに、____がございます。____に____に____になります。____は、__に____、____を____がありますが__があり、____ございません。__につきましては____でございまして、____はありません。__と__は____、__は__となっておりまして、____ありません。以上の点から____を__しても何ら問題ありません。</p> <p>皆さま方のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>儘田推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）</p> <p>ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。</p> <p>賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に5条申請となりますが、議案第2号番号1を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号1、について説明をいたします。次第6ページ、補足資料11ペ</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>ージから 23 ページお願いします。</p> <p>議案第 2 号番号 1 について説明をいたします。_____、_____の_____になります。</p> <p>次第 6 ページ、補足資料 1 1 ページから 2 3 ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。_____は、_____である、_____、_____です。</p> <p>_____の_____は、_____、_____、_____で、_____は、_____で、_____は、_____で、うち_____となります。_____でございますが補足資料 1 3 ページに_____がございますが、_____が_____する_____となります。</p> <p>_____の_____についても_____となりますので、_____いたします。権利設定の内容は、_____となります。町の用途地域区分は、_____地域で、農地法による農地区分は、_____農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の資力・信用については、_____が_____と_____を含めて、_____でございます。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されています。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておりません。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____までが工事期間となっており、概ね 1 年以内となっており問題ないと思われます。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の土地利用はない為、該当いたしません次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ございません。また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用には該当しません。</p> <p>以上により議案第 2 号番号 1 については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 2 号番号 1 について担当委員より説明願います。</p> <p>議席番号 9 番の小宮山忠一が補足説明をいたします。_____より、_____で_____しました、_____して、_____、_____したいとの説明を受けました。_____でありまして、_____も_____してお</p>
-------------------------	--

	ります。____、____、____、__で____を__ました。詳細な説明は____で____でございますので、何ら問題ございません。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
市村初仁議長	儘田推進委員、何かございますでしょうか。
委 員	特にございません。
市村初仁議長	ありがとうございました。それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	全員挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号1、を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号1、は、許可相当として県知事に意見を送付します。続いて、同様に5条申請となりますが、議案第2号番号2を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
青木事務局長	議案第2号番号2、について説明をいたします。次第6ページ、補足資料24ページから32ページお願いします。____でございます ____は、____、____、____に____のある、____、____です。____は____、____、____に____のある、____、____です。それでは、申請内容についてご説明いたします。____を____が____することとなりましたが、____、____も____である____であったことから、____して、____を____として____でございます。申請の____は、____、____、____で、____は、__で、____は、____です。なお、____は____でございます。____でございますが、補足資料27ページに____がございますが、____の____の____を____し、____を____に____に____があり、その____に____します。町の用途地域区分は、____地域で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、____等が____、____が____です。資金の調達方法ですが、____となり、____が

	<p>_____されております。利害関係につきまして、農地部分については抵当権、その他権利等は設定されておられません。</p> <p>次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われます。次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当ございません。次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に（施行規則第57条第3号）の農地以外の土地利用見込みもございませが、計画図等を見る限り問題ございません。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、計画地図を見る限り問題ございません。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませないので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ございません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではございませ。以上により議案第2号番号2、については許可できない場合に該当しませ。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2、について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>議席番号1番の土屋が議案第2号番号2、について説明します。_____に_____の_____、_____、_____で_____を行いました。_____はさきほど_____でございませ。_____は_____ほど_____になっている_____の_____してい_____でございませ。申請の経過ですが、_____に_____の_____ですが、_____、_____はしましたが_____、_____しようと_____に_____、_____にして_____していたとのこと。_____、_____ということで_____が_____の_____ですが、_____の_____です。_____するということで_____いたしました。_____は_____の_____の_____でして、_____を、_____だということでこの_____を_____して_____として_____、_____は_____はしませが、_____で_____しませ。_____しておりませ。_____がなく、_____、_____との_____によって_____です。_____の_____の_____、_____、それと_____となります。申請地の_____は_____、_____の_____が_____と_____を行っておりませ。_____いただいております。_____はこの_____と_____をやられて、この_____に_____ということでした。_____の_____と_____には_____がありませ、_____で_____への_____を行うことと、_____には_____、_____を_____をお願いしませ。また_____し、申請地には_____の_____への_____はなく、特に問題はないと判断しま</p>

	<p>した。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>それでは先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号2、についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号2、につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号2、を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号2、は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第3号非農地判断を議題といたします。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号について説明をいたします。次第7ページから8ページをお願いします。農地パトロールによる非農地判断について、ご審議をいただくものです。議案のとおり、田、14筆、13,292㎡、畑、36筆、12,687㎡、合計で、50筆、25,979㎡でございます。</p> <p>判断の理由は、山林化しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。非農地判断について、何かご質問等はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので議案第3号について採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成多数ですので議案第2号を原案どおり可決いたしました。よって非農地通知を交付いたします。なお、農地パトロールにより、遊休農地化した箇所について、利用意向調査の対象となります。原則、委員と所有者との対面で今後の農地利用についてご確認が必要となります。事務局にて書類を用意いたしますが、所有者の住所地等が分からない場合は事務局へ相談をしてください。昨年までの調査と異なり、書類を渡してから1ヶ月以内という短期間</p>

	<p>での回答期限となりましたので、迅速な調査にご協力をお願いいたします。 次に議案第4号「農振農用地除外地の確認」について説明します。 事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第4号「農振農用地除外地の確認について」説明します。次第9頁から10項、補足資料は、をお願いします。軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町町長宛てに農振農用地除外地の確認について別紙の依頼がございました。この件に関しては現在、農林振興係で今年度、農業振興地域整備計画の総合見直しを行っておりますが、その関連となります。まず農林振興係長より経過をご説明いただきますので、その説明を受けた後に皆様のご審議をお願いいたします。</p>
佐藤農林振興係長	<p>11月11日にこの会場で農業振興地域整備促進協議会を開催し、農業振興地域整備計画の見直しを行いました。見直しにつきましては農業委員会が管理する農地台帳と既存の農業振興地域整備計画を突合したところ、既に農地ではなく、公共施設の一部であった箇所があり、農振農用地から削除を行ったものでございます。今後は長野県と軽井沢町で事前協議を行う際に農用地の利用の集積に支障を及ぼす影響がない書類を添付する必要がございまして、関係書類を作成している状況でございます。なお、さきほど申し上げましたが、除外する農地は既に農道や水路の一部であったり、公共施設の一部となっており、農地としては利用されてございません。つきましては町農業委員会から当該地は農地の利用集積がされていない同意をいただきたいので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>それでは、議案第4号、「農振農用地の除外箇所の同意」についてご意見のある方はお願いいたします。はい、儘田委員</p>
委 員	<p>農地台帳やタブレット等で確認すると、当該地は確認できないので農地ではないと判断するのですが。</p>
佐藤農林振興係長	<p>番地が分筆前の元番箇所もございしますが、例えば資料9ページの一番上、大字発地1714番地2は分筆されて発地川護岸となっております。護岸になっている箇所については除外させていただきます。</p>
委 員	<p>その箇所は登記の変更も行って農地にはなっていないわけですね。</p>
青木事務局長	<p>今回の件については、公共的な用地として農地を利用している状況でございますので、当該地についてはすでに農地台帳からは削除しております。農振の計画上では、まだ残ったままですので、このタイミングで削除したいということでございます。</p>

市村初仁議長	本来であれば、その都度、議案としてこの同意を皆様にご審議いただきたい案件ではございましたが、農振の見直しが5年に一度となる為、まとめて今回、議案として提出したことをご理解ください。他にございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、農振農用地の除外箇所の同意につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号農振農用地の除外箇所の同意について、軽井沢町長へ、同意書を送付します。 次に、議案第5号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第5号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第11頁から14項をお願いします。 軽井沢町長より、農業委員会会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。 12月の公告分でございますが、新規が1件、2筆、面積は、4,170㎡、内訳は畑が4,170㎡です。 集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	それでは、議案第5号、軽井沢町 農用地利用 集積計画の12月公告分について、ご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。他にご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第5号軽井沢町農用地利用集積計画12月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。 次に6、のその他事項に進みます(1)のJA関係について土屋代理よりご報告をお願いいたします。
土屋会長代理	それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。なお、11月分の報告についても20日時点ではなく10日現在でご報告をさせていただきます。キャベツ365,700ケース出荷、単価は911円、金額は333,154,180円でございます。前年対比として数量が113%、単価79%、金額90%でございます。キャベツ15キロ分はコンテナ出荷分となりますので、説明は省略します。続いてレタス10キロですが、89,791ケース、単価が

	<p>1, 464円、金額が131, 419, 250円です。前年対比として数量が96%、単価109%、金額105%でございます。白菜12キロですが、12, 034ケース出荷、単価は773円、金額は9, 302, 420円でございます。前年対比として数量が127%、単価96%、金額122%でございます。白菜15キロですが、5, 612ケース出荷、単価は989円、金額は5, 549, 150円でございます。前年対比として数量が83%、単価101%、金額84%でございます。チンゲン菜ですが、60, 715ケース出荷、単価は711円、金額は43, 149, 190円でございます。前年対比として数量が97%、単価86%、金額84%でございます。出荷状況は以上でございます。特記事項ですが、24日時点で出荷している方は2名おまして、キャベツ、白菜各1名ずつです。11月に入りまして、比較的暖かく、キャベツ、白菜ができたということで、定植が遅れて多分、出荷ができないと考えられていた部分が出荷できた農家さんもいるということでございます。キャベツにおいては8月のお盆頃の降雨などの定植遅れや定植時の活着の良し悪し等によって最後まで収穫出来ずに終了した方もいました。井樹夫が出荷状況報告です。今後の予定ですが、12月3日に、予冷库で最後の廃プラ回収がでございます。併せて農薬の空容器の回収もこの日にありますので、予冷库に持ち込んでください。12月10日午後2時から野菜部会の全体反省会が行われますので、関係のある方は出席をお願いいたします。それから来年の話ですが、1月19日、午前9時30分から11時までみどりの広場の倉庫におきまして、不要農薬の回収を行います。ご自宅等にある長年使用されていない農薬の回収を行います。年々、こちらの処分費用が高くなってまいりますので、在庫がある方は早めに処分をお願いします。それに伴いましてその廃農薬の申請用紙が経済課にありますので、こちらの提出期限が12月2日までですので、書類を記入して、委任状もありますので忘れずに提出をお願いいたします。</p> <p>JA 関係は以上でございます。</p>
市村初仁議長	農協関係で何かお聞きしたいことはありますでしょうか。
委 員	はい、儘田委員
土屋会長代理	出荷状況を見ると昨年とあまり変わっていないのですが、野菜部会の会員数はどの程度になるか教えてください。
市村初仁議長	昨年度と今年度での野菜部会の会員数は変更なしでございます。
岡沢補佐	他にございませんでしょうか。なければ、(2)、岡沢補佐よりご説明をお願いします。
別紙資料説明	

市村初仁議長	岡沢補佐に何かお聞きしたいようなことはありますか。
委 員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、(3)、佐藤農林振興係長よりご説明をお願いします。
佐藤農林振興係長	別紙「みどりの食料システム戦略」
市村初仁議長	ただ今、佐藤係長からご説明がありましたが、皆様から何かございましたらお願いいたします。
委 員	なし
市村初仁議長	他にございますでしょうか。なければそれでは次に(4)事務局関係に進みます。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	<p>6. その他事項 次第の、16ページをお願いします。</p> <p>(4) 事務局関係について</p> <p>ア 農業委員会忘年会 令和3年12月24日(金)総会後に開催予定。ボウリング大会も実施します。本日が出欠の報告期限となっておりますので、事務局までご連絡のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>イ 農業者等との意見交換会 令和4年1月28日(金)総会後に発地市庭で開催予定ですが、前回の総会時でもお伝えしましたが、テーマを募集しております。</p> <p>昨年は書面決議での開催でしたが、新規就農者との意見交換をテーマとしました。もし皆様からのご意見がないようでしたら、資料の最後にみどりの食料システム戦略のパンフレットを添付してございますが、この関連を取り上げていきたいと考えております。補足で説明いたします。当案件については過日、11月10日に農林水産省関東農政局長野拠点地方参事官室の方々が町長と面談し、この戦略の説明を受けました。国では、地球温暖化、生産者の減少などの要因による農業分野の衰退を懸念し、持続可能な食糧システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定いたしました。内容はCO2の排出量軽減、化学農薬、化学肥料の抑制によるコスト低減、有機農業の面積拡大等がございます。現在、ドローン等の最新技術を活用した農薬散布や慣行農業でも既に農薬量を軽減した取り組みを実施している生産者の方もいるかもしれませんが、今後、更にスマート農業の技術導入や気候変動に対応した研究開発等の推進が進捗していく方向となります。</p> <p>町長との面談の中ではこのような内容ではございましたが、現場でご活躍される皆さまにも取り組みについてご理解いただき、まずはできることから、着手していただければありがたいと考えております</p> <p>例としてはマルチについても生分解マルチを使用するなど、現場対応の中で実現可能なものを選択することのご検討をお願いいたします。</p> <p>最終的には一人一人の取り組みの結果、地域としての体制づくりに発展すること</p>

が理想でございます。国予算では開発、実証事業等の関連費用として別紙の事業を掲載しています。労力省略化の為、遠隔監視での自動走行するトラクターの安全技術検証などを行い、データを蓄積、活用した農業を令和7年度まで実施し、その後に検証した課題に対応する技術を開発して、農業者の皆様にも実践していただくことを令和8年度までの事業目標としています。どの程度、このような取り組みが浸透していくかには、時間も要しますが今後、農業委員会事務局及び町側に提供される関連の情報等について随時、皆様に周知をさせていただく予定ですので、ご意見等があれば事務局又は農林振興係までお願いいたします。

エ、 当面の会議・行事日程等について

○長野県農業委員会女性協議会佐久支部研修会 農政部長他出席

令和3年12月7日(火)13時30分から 佐久合同庁舎

○農業委員会12月役員会

令和3年12月17日(月)13時30分から 役場2階 第9会議室

○第24期軽井沢町農業委員会第18回総会

令和3年12月24日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

※総会終了後ボウリング、忘年会開催予定

○農業委員会1月役員会

令和4年1月17日(月)13時30分から 役場2階 第9会議室

○佐久地域選出長野県議会議員との農政懇談会及び懇親会 会長出席

令和4年1月18日(火)15時から17時 佐久グランドホテル

○第24期軽井沢町農業委員会第18回総会

令和4年1月28日(金)13時30分から 発地市庭

○農業者等との意見交換会

令和4年1月28日(金)総会終了後に発地市庭で開催(終了後に懇親会)

○農業委員会2月役員会

令和4年2月16日(水)13時30分から 役場2階 第5会議室

○農業委員会2月総会

令和4年2月25日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

○全国農業新聞普及推進一覧表(令和3年11月1日現在)、「全国農業新聞」の普及促進特別キャンペーンと普及活動の実施についてをご確認ください。表では目標部数74部に対しまして現在7部加入となっておりますが、佐藤農林振興係長と農業委員会事務局の土屋一郎が申し込みをいたしましたので、75部加入し、目標達成でございます。

目標を上回りましたが、本年度の申込期限が11月24日までと迫っている関係もございまして、引き続き、各地区で未加入購読者がいましたら購入の促進をご案内し、目標が達成されますよう皆様のご協力をお願いいたします。

また別紙のチラシも配布いたします。新規加入者には特典のサービスもございまして、ご確認をお願いいたします。

○次に、農業者年金加入推進ニュースです。令和3年11月15日現在の情報でございます。令和3年度より始まった「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2ヵ年運動」は目標を達成いたしました。新たなステージとして10月より「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」が展開されます。当町では一人の加入目標が設定されておりますので、引き続き目標が達成されま

	<p>すよう委員の皆様のご活動をお願いいたします。こちらについても各種パンフレットや他年金との比較表も配布いたしますので、ご活用の程よろしくをお願いいたします。</p> <p>○次に特定技能制度における農業技能測定試験合格者向け求人情報提供サイト運用開始のご案内についてですが、先般、新聞報道等においても、特定技能者については、国内での滞在期間が最長で5年間でありましたが、永年での居住も可能となったことが周知されております。外国人の特定技能合格者向けに情報提供サイトの運用が開始され、求人を募集している農業者等とマッチングを行うものでございます。特定技能者を採用したい方は当サイトへの登録をご検討いただき、詳細については別紙のご確認をお願いいたします。</p> <p>○みどりの食糧システム戦略についてはさきほどご説明した通りでございます。</p>
市村初仁議長	ただ今の事務局の説明に何かご質問等がありますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	他に全体を通して何かございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第17回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。
<p>閉会 14時45分</p>	

--	--